

学校感染症による出席停止について

石川県立金沢伏見高等学校

保健室

学校感染症にり患した場合、必ず本校指定の「出席停止届」を提出してください。提出がない場合は、出席停止となりません。

記

1 本校指定の「出席停止届」を記入し、裏面に、り患したことが確認できる書類を貼付してください。

* 「出席停止届」は、職員室・保健室から受け取る、またはHPよりダウンロード可能です。

* り患したことが確認できる書類とは、検査結果や受診結果、処方箋の写し、医療機関の領収書などをいいます。

* 小中学校では出席停止届の提出が不要の場合もありますが、本校では必要な手続きとなります。

2. 出席停止届は登校再開後（目安：1週間以内）早めに提出してください。

【注意】 以下の場合、出席停止扱いにならない場合があります。

- ・ 領収書や薬剤説明書など、り患したことが確認できる書類が添付されていない場合。
- ・ 自宅で検査キットを用いて判断したり、同居する家族が感染しているため自己判断でみなし陽性と判断するなど、医療機関受診の確認がとれない場合。

3. 学校感染症とは以下の感染症となります。

（参考） 出席停止期間の基準【学校保健安全法施行規則第19条】抜粋

○第1種 治癒するまで

○第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはこの限りではない。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

○第3種 および結核、髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。